

安全保障関連法施行

昨年9月19日に強行採決・成立した「安全保障関連法制」が3月29日に施行されました。集団的自衛権行使容認を閣議決定し、実質海外での武力行使が可能となりました。日本国憲法第9条に「武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては**永久にこれを放棄する**」と明記されています。憲法の条文通りで行けば、集団的自衛権行使容認や「駆け付け警護」などは違憲ではないでしょうか？安倍首相は「国民の命と平和な暮らしを守り抜く」としていますが、日本が国際紛争に武力参入した場合どうなるでしょう？紛争地に赴いた自衛隊員の命は危険に晒されないのか？日本の国土がテロの標的になり、多くの国民が巻き込まれる危険性が高まるのではないかと？日本は70年間、憲法第9条を堅持し「不戦の誓い」を貫いてきました。平和は誰もが望むことです。様々な意見があると思いますが、自分達ができることなど、色々な角度から考えてみてください。



平和を希求しているのはみんな同じ！！
私たちににとって一番大切なモノは何か考え
平和な社会実現に向けて行動していこう